

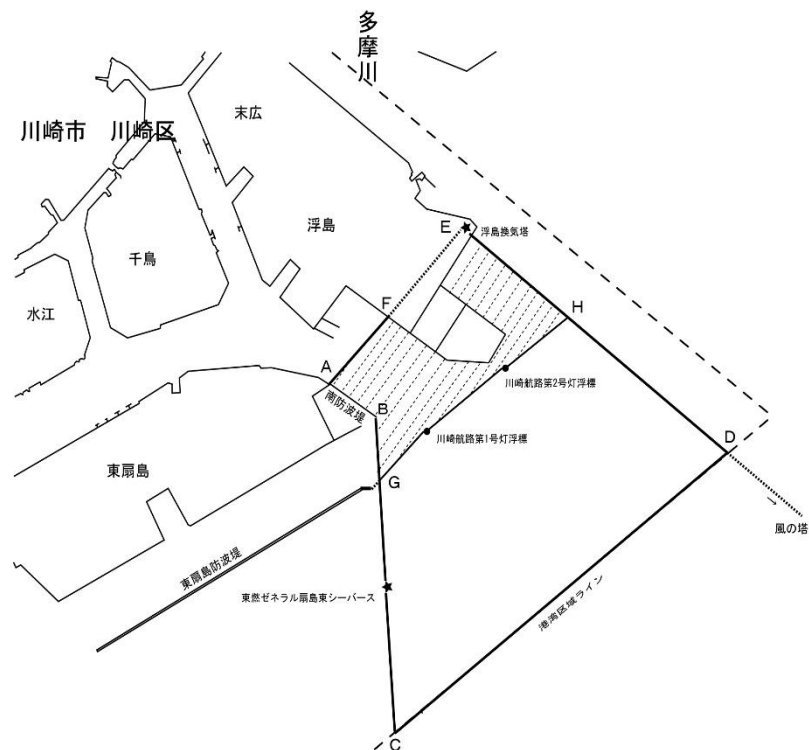
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可の有効期限は令和 7 年 月 日（許可日）から令和 8 年 11 月 17 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業 種類	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 漁 業 者 の 数 (人)	推 進 機 関 の 馬 力 数	操 業 区 域	漁 業 時 期	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を す べ き 漁 業 者 の 資 格	(規 則 第 14 条 第 1 項 に よ り 許 可 又 は 起 業 の 認 可 時 に 付 加 す る 条 件)	許 可 又 は 起 業 の 認 可 を 申 請 す べ き 期 間	許 可 の 有 効 期 間
かれ い三 枚網 漁業	1	定めなし	A 東扇島東北東端 B 川崎航路南防波堤突端 C B から扇島東シーバースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から 1400m の所 D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上で E から 3600m の所 E 浮島換気塔頂上 F A から E を見通した線上で浮島との交点 G 直線 BC と、川崎航路第 1 号灯浮	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、操 業 区 域 の う ち、点 F、A、 B、G、川崎航路 第 1 号 灯 浮 標、同第 2 号 灯浮標、点 H 及び浮島換気	横 浜 市 鶴 見 区 に 漁 業 根 拠 地 を 有 し て いる者	—	令和 7 年 7 月 1 日 から同年 7 月 31 日まで	許可のあ った日か ら令和 8 年 11 月 17 日まで

			標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点 H 川崎航路第1号灯浮標から同第2号灯浮標を見通した線上で、同第2号灯浮標から850mの所 上記BC、CD、DE及びFAの4直線並びに陸岸によって囲まれた区域	塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで				
--	--	--	---	--	--	--	--	--



作業区域 点の位置

- A 東扇島東北東端
 - B 川崎航路南防波堤突端
 - C Bから扇島東シーバースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から1400mの所
 - D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上でEから3600mの所
 - E 浮島換気塔頂上
 - F AからEを見通した線上で浮島との交点
 - G 直線BCと、川崎航路第1号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点
 - H 川崎航路第1号灯浮標から同第2号灯浮標を見通した線上で、同第2号灯浮標から850mの所
- 区域 上記BC、CD、DE及びFAの4直線並びに陸岸によって囲まれた区域

作業期間 1月1日から12月31日まで

ただし、作業区域のうち、点F、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点H及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで